

さつま町DX推進計画 (案)



令和 年 月
さつま町

目 次

第1章 概要

1 計画策定の趣旨	4
2 本町の現状と課題	5
3 計画の位置付け	6
4 実施期間	6
5 計画の方向性	6
6 基本方針	7
7 SDGsとの関連性	9
8 GX（グリーン・トランスフォーメーション）との関連性	10

第2章 推進体制

1 全職員による取組	11
2 推進体制	11
3 進行管理	11

第3章 実施計画（アクションプラン）

【基本方針1：行政DX】 町民の利便性向上のためのデジタル化の推進

1-1 マイナンバーカードの普及促進	12
1-2 行政手続のオンライン化	13
1-3 広報のオンライン化	14
1-4 公共施設等のオンライン予約管理システムの導入	14
1-5 窓口のデジタル化	15
1-6 AIチャットボットの導入	17
1-7 行政窓口及び公共施設窓口のキャッシュレス決済導入	17
1-8 その他、行政サービスにおけるデジタル化	18

【基本方針2：地域DX】 地域社会におけるデジタル化の推進

2-1 学校のデジタル化	21
2-2 ICTを活用した安心して子育てできる環境整備	24
2-3 デジタル・デバイド対策	26

2-4	議会のデジタル化	27
2-5	移住・定住のデジタル化	28
2-6	農業のデジタル化	29
2-7	その他、地域社会におけるデジタル化	29

【基本方3：庁舎内DX】 職員の業務改善のためのデジタル化の推進

3-1	自治体情報システムの標準化	31
3-2	三層分離の見直し	32
3-3	BPRの取組促進	32
3-4	RPA・AI-OCRの利用促進	33
3-5	テレワークの推進	33
3-6	セキュリティ対策の徹底	34
3-7	ペーパーレス化及び電子文書管理・電子決裁の推進	35
3-8	WEB会議の活用推進	35
3-9	ローコード・ノーコードツールの活用	36
3-10	契約事務のデジタル化	36
3-11	デジタル人材の育成	37
3-12	公用車管理のデジタル化	38
3-13	その他、自治体経営におけるデジタル化	39



第1章 概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少及び大都市圏への人口集中による地域の担い手不足、大規模自然災害の増加、さらには2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナ」という。）の拡大に伴う社会経済活動の制限によって、今までの生活や暮らしが大きく変わり、社会や経済に深刻な影響を与えています。

そのような中、国は地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想（※1）」の実現に向けて、第5世代移動通信システム（5G）（※2）やデータセンター（※3）などデジタルインフラの整備や誰一人取り残さず、すべての方がデジタル化のメリットを享受できるよう、地方に対するデジタル田園都市国家構想推進交付金の創設など様々な取組が始められています。

このような状況を踏まえ、本町においても地域課題の解決を図るためにICT（情報通信技術）（※4）をはじめとする先端技術を町民生活のあらゆる面で活用するとともに、これらのデジタル技術を手段とした行政全体のあり方の再構築や組織文化の刷新などの変革を成し遂げ、新たな価値の創造を進めていくため、さつま町DX推進計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」とは？（デジタル化には次の3つの段階があります！）

（1）デジタイゼーション [Digitization]

アナログ、紙媒体等の物理データをデジタル技術を用いデータ化する段階（業務のIT化）。事業所におけるこれまでの紙媒体をベースとしたアナログな業務プロセスに対し、IT技術を活用してデジタル化することで、業務の効率化や品質の向上を確立しようとする段階のこと。

（2）デジタルライゼーション [Digitalization]

個別の業務、プロセスのデジタル化の段階。第1段階の「デジタイゼーション」でデジタル化された業務を踏襲したうえで、ITで業務を代替・自動化させることを通じてさらなる業務効率化を実現する段階のこと。

（3）デジタル・トランスフォーメーション [Digital Transformation (DX)]

組織横断、全庁的な業務・プロセスのデジタル化、顧客起点による価値創造を目的とした事業やビジネスモデルの変革の段階。デジタル技術を用いることによって、ビジネスや生活が変容することを指す。

【用語解説】

（※1）デジタル田園都市国家構想：デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す構想のこと。

（※2）5G：第5世代移動通信システム。超高速、超低遅延、多数同時接続を実現する。

（※3）データセンター：インターネット用のサーバやデータ通信、固定・携帯・IP電話などの装置を設置・運用することに特化した建物のこと。

（※4）ICT：「Information and Communications Technology」の略。「情報通信技術」と訳される。「IT（Information Technology）」とほぼ同義だが、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。

2

本町の現状と課題

本町では、若年層の都市部への人口流出、少子高齢化の進展による人口減少に伴う労働力不足、過疎地域の限界集落化への懸念それらに起因する課題や多様化・複雑化する町民のニーズに加え、自然災害の激甚化、社会資本の老朽化、厳しい財政状況等への対応が求められています。

本町の推計人口をみると、出生率の低下による年少人口（0～14歳）の減少だけでなく、どの年代層も人口の減少がみられます。令和27年の年少人口と生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年の半数以下になると予測されています。

また、現在は、生産年齢人口が最も多いですが、これからも減少していくことが予測され、令和12年には高齢者（65歳以上）人口と逆転することから、働き盛り世代の負担が大きくなることが予想されます。

3町合併前の平成7年の出生数は225人でしたが、平成27年には124人と約100人減少し、令和2年以降は90人前後で推移してきています。それに比べて、死亡数は平成7年の400人から殆ど変わらず400人前後で推移しており、人口構造の変化からしても、今後も出生数は減少し死亡数は緩やかに増加していくことが予想されます。

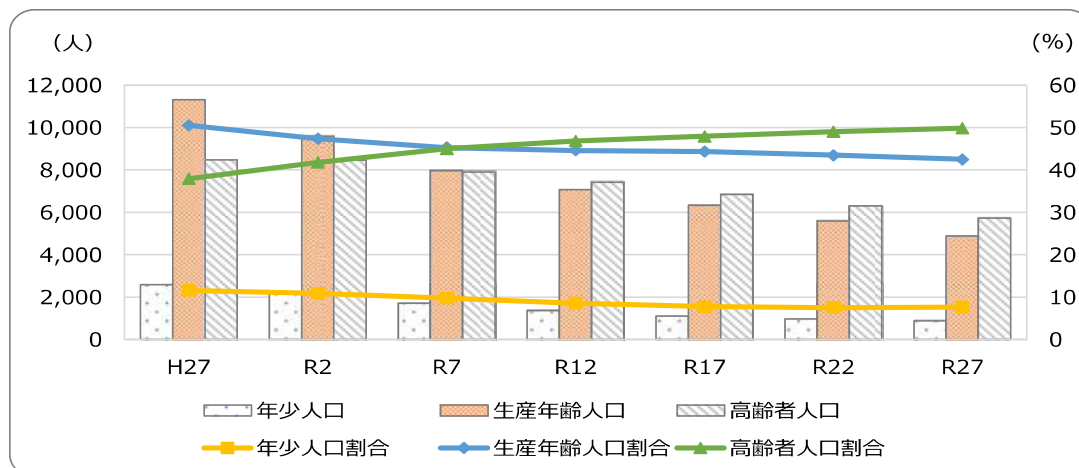
このようなことから、生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足、老年人口割合の増加に伴う社会保障関連経費の増大等が予想され、行政サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となることが考えられます。

こうした環境変化や社会的課題に対応し、行政サービスの質を維持していくためには、飛躍的に進化するデジタル技術を積極的に取り入れ、効率的な行政運営を進めていくことが極めて重要であると考えられます。

〔資料〕 国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（単位：人）

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)
年少人口 (0～14歳)	2,592 (11.6%)	2,199 (10.9%)	1,710 (9.7%)	1,358 (8.6%)	1,109 (7.8%)	970 (7.5%)	880 (7.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,319 (50.5%)	9,587 (47.4%)	7,956 (45.3%)	7,063 (44.6%)	6,332 (44.3%)	5,591 (43.5%)	4,888 (42.5%)
高齢者人口 (65歳以上)	8,489 (37.9%)	8,457 (41.8%)	7,907 (45.0%)	7,419 (46.8%)	6,848 (47.9%)	6,305 (49.0%)	5,734 (49.9%)

区分別人口構成の推移



3

計画の位置付け

本計画は、本町が取組を進めるデジタル化の方向性を示すとともに、国の各種計画等及び「第2次さつま町総合振興計画」並びに「第2次さつま町総合振興計画後期基本計画」を踏まえ、本計画を次のとおり位置付けます。

- ① 官民データ活用推進基本法第9条第3項（※5）に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画
- ② 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）が示す内容を踏まえ、本町が実現すべき計画
- ③ 総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示す取組事項を、本町で具体化するための計画
- ④ 「第2次さつま町総合振興計画」（平成28年3月策定）及び「第2次さつま町総合振興計画後期基本計画」（令和3年3月策定）、「第4次さつま町行政改革大綱」（令和2年3月策定）が示す町が目指すべき姿の実現を推進するため、ICTの側面から支援するための計画

【用語解説】

（※5）官民データ活用推進基本法第9条第3項：市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める。

4

実施期間

本計画の計画期間は、2025年度（令和7年度）から2030年度（令和12年度）までの6年間とします。ただし、次期第3次さつま町総合振興計画の策定や、本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズの変化に対応できるよう2027年度（令和9年度）に内容を見直します。合わせて、進捗等の管理を行いながら、必要に応じて適宜改正を加えていきます。

5

計画の方向性

1 基本理念（目指すべきビジョン）

本町では、平成28年3月に策定した「第2次さつま町総合振興計画」において掲げた、「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の基本構想のもと、次の基本理念に基づきデジタル社会を推進します。

さつま町の「ひと・まち・未来」は デジタルとともに

2 基本的な考え方

(1) 町民目線のデジタル化であること

町民の利便性向上を勘案したうえで、町民が使いやすいデジタル技術を選択する。
ただし、デジタル化に傾倒するあまり、紙媒体等のアナログ部分として残すものを軽視しないよう注意すること

(2) デジタル化は目的ではなく手段であること

町民生活におけるサービスの向上と、町の発展が目的であることを認識する

(3) 行政サービスの向上と業務改善は表裏一体

業務改革を進めることが結果として行政サービスの向上にも繋がることを認識する

(4) 完璧を求めすぎないこと

過度に完璧さを求めず、スピーディに実行し、改善を繰り返しながら、より良いサービスを提供することを模索する

(5) 時代に合わないルールは積極的に見直すこと

業務のデジタル化に伴い、時代に合わない規則や要綱を見直す

(6) 課題が解決されるデジタル化であること

現場目線で課題を把握し、課題解決のためにデジタル技術を活用する

(7) 行政サービスの向上に繋がることは積極的に検討すること

「できない理由」を探すのではなく、「どうやったらできるか」を模索する

6

基本方針

1 基本方針

本町がデジタル化を推進していくに当たって、前項「計画の方向性」を基に3つの基本方針を推進していきます。

【基本方針1：行政DX】 町民の利便性向上のためのデジタル化の推進

- ◆ 町民の利便性向上を図りながら、住み良いまちを創ります。
- ◆ 町民目線で分かりやすく、利便性の高い行政サービスを提供します。

【基本方針2：地域DX】 地域社会におけるデジタル化の推進

- ◆ 産業振興や生活の質の向上を図り、豊かで持続可能なまちづくりを目指します。
- ◆ 進化し続けるICT等の先端技術の活用により、あらゆる領域において横断的に、本町の地域課題の解決につなげます。

【基本方針3：庁舎内DX】 職員の業務改善のためのデジタル化の推進

- ◆ デジタル技術の活用により行政事務の効率化などを進めます。
- ◆ 多様化・複雑化する町民ニーズにも対応した行政サービスを目指します。

2 基本方針を踏まえた取り組み

【基本方針１】行政DX	【基本方針２】地域DX	【基本方針３】庁舎内DX
1-1 マイナンバーカードの普及促進 1-2 行政手続のオンライン化 1-3 広報のオンライン化 1-4 公共施設等のオンライン予約管理システムの導入 1-5 窓口のデジタル化 1-6 AIチャットボット（※6）の導入 1-7 行政窓口及び公共施設窓口のキャッシュレス決済（※7）導入 2-8 その他、行政サービスにおけるデジタル化	2-1 学校のデジタル化 2-2 ICTを活用した安心して子育てできる環境整備 2-3 デジタル・デバイド（※8）対策 2-4 議会のデジタル化 2-5 移住のデジタル化 2-6 農業のデジタル化 2-7 その他、地域社会におけるデジタル化 	3-1 自治体情報システムの標準化 3-2 三層分離（※9）の見直し 3-3 BPR（※10）の取組推進 3-4 RPA（※11）・AI-OCR（※12）の利用促進 3-5 テレワーク（※13）の推進 3-6 セキュリティ対策の徹底 3-7 ペーパーレス化及び電子文書管理・電子決裁の推進 3-8 WEB会議の活用推進 3-9 ローコード・ノーコードツール（※14）の活用 3-10 契約事務のデジタル化 3-11 デジタル人材の育成 3-12 公用車管理のデジタル化 3-13 その他、自治体経営におけるデジタル化

【用語解説】

（※6）AIチャットボット：人工知能を活用した「自動会話プログラム」のことで、人工知能を組み込んだコンピュータが人間に代わって対話してくれるソフトのこと。

（※7）キャッシュレス決済：クレジットカードや二次元バーコードにより、キャッシュ（現金）によらず決済を行うこと。

（※8）デジタル・デバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

（※9）三層分離：自治体情報システムのセキュリティ強化を目的に、国が推奨している情報セキュリティ対策のこと。自治体のネットワークを「個人番号や個人情報を利用する業務」、「インターネット接続が必要な業務やサービス」、「自治体を維持するための業務」の3つに分けることにより大幅なセキュリティ強化を実現した。

（※10）BPR：「Business Process Re-engineering」の略。社内の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計すること。

（※11）RPA：「Robotics Process Automation」の略。普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。

（※12）AI-OCR：OCRにAI技術を加えたもの。AI技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率の向上や、帳票フォーマットの設計をせずに、項目を抽出することが可能。（※OCRは、Optical Character Reader（またはRecognition）の略で、紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術のこと。）

（※13）テレワーク：「ICTを活用した場所にとらわれない柔軟な働き方」のこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）等様々な働き方の総称のこと。

(※14) ローコード・ノーコードツール：ローコードツールとは、必要最小限の「コード」を用いてアプリ開発を行うツールのこと。ノーコードツールとは、「コード」を使用せずにアプリ開発を行うツールのこと。ここでいう「コード」とは、コンピュータに命令を与える文字列のこと。

7 SDGsとの関連性

1 SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、国連サミットで採択された先進国を含む国際社会全体の17の開発目標のことです。

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

国は、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、このSDGsを主流化することとしており、本町でも、令和4年9月22日に、将来にわたり町民の方々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指し、行政、町民、企業、団体、学校など、本町に関わるすべての人が一体となってSDGsを推進していくため、「希望輝く さつま町SDGs推進宣言」を宣言しました。

2 SDGsとの関連性

デジタル化の直接的又は間接的な効果を通じて、農業・食糧、医療・介護、教育、金融等の基本的な経済・社会活動から観光・人的交流の促進、バリアフリーの促進、ジェンダー格差の解消に至るまで、様々な社会課題の解決へ貢献することが期待されています。（総務省「デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇親会報告書」より抜粋）

本計画においても、SDGsが掲げる理念の達成に向けて、デジタル技術等の活用を積極的に図っていきます。



令和4年9月22日 「希望輝く さつま町SDGs推進宣言」より

GX（グリーン・トランスフォーメーション）（※15）の実現にはデジタルの力が必要不可欠です。GX実現には二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス削減が急務であり、そのため省エネ対策をはじめとする様々な取組みが求められています。これらの現状把握や現状把握に基づくアクションには、DXによる業務効率化やデータ分析、技術の発展が欠かせません。

DXとGXは相互に関連しており、両者のプロセスには類似点も見られることから、「車の両輪」として取組んでいきます。

【用語解説】

（※15）GX（グリーン・トランスフォーメーション）：化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく経済社会システム全体の改革への取組みのこと。



「希望輝く さつま町SDGs推進宣言」ロゴマーク



「持続可能な未来づくりカーボンニュートラルさつま町宣言」ロゴマーク

第2章 推進体制

1 全職員による取組

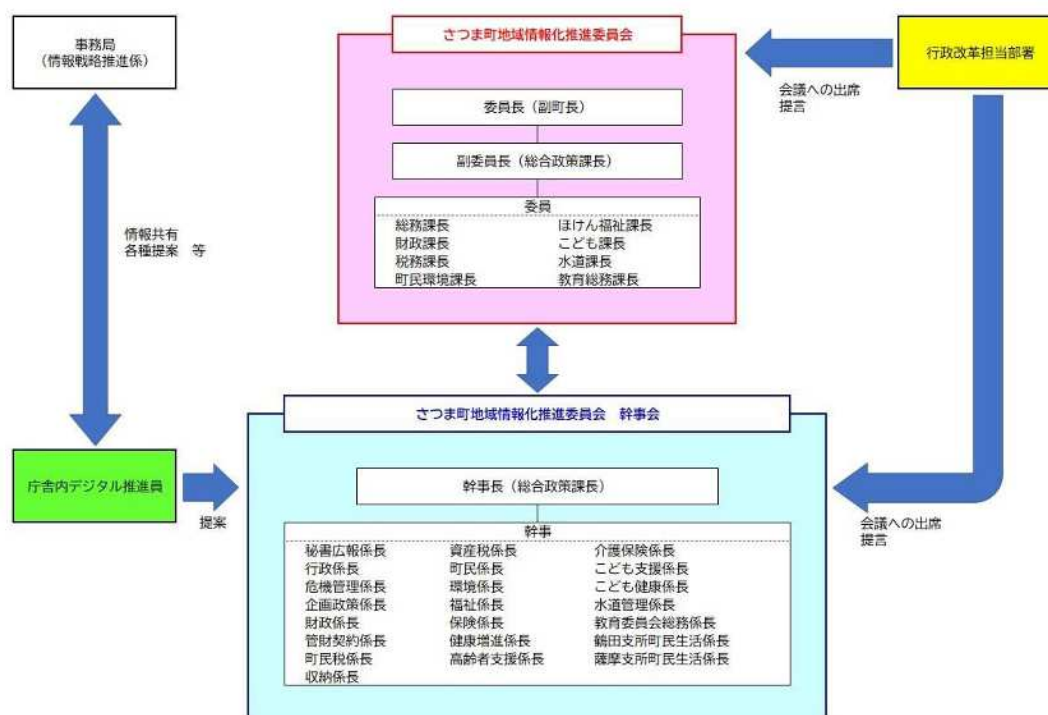
利便性の高い行政サービス及び業務の効率化を実現するためには、利用者視点の欠如、現状を改変不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」を取り払うことが重要であり、全職員の共通理解が必須です。

本計画の取組については、業務改革のための負担増を敬遠、後回しにすることなく、町民の利便性の向上のための組織全般にわたる改革として、組織を挙げて取り組むものとします。

2 推進体制

限られた予算の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地からDXを推進するためには、効果的な推進体制の構築が不可欠です。

そのため、副町長を委員長とし、全庁的・横断的な推進体制を持つ、「さつま町地域情報化推進委員会」で情報共有や事業検討を行いながら、推進することとします。



3 進行管理

本計画の進行管理については、定期的な検証を行うものとし、さつま町地域情報化推進委員会へ進捗状況等の報告を行い、広く意見・助言を受けながら、より効果的な取組の推進に努めるとともに、検証結果を予算編成や組織機構見直しなどに反映します。

第3章 実施計画（アクションプラン）

本章は、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に記載してある「重点取組事項」及び「自治体DXの取組と合わせて取り組むべき事項」等を参照し、本計画の第1章で掲げた3つの基本方針に沿って取り組む主な事業について取り上げます。

なお、この計画は、事業の追加、変更等に応じて更新を行います。

基本方針1 【行政DX】 町民の利便性向上のためのデジタル化の推進

◆ 町民の利便性向上を図りながら、住み良いまちを創ります。

◆ 町民目線で分かりやすく、利便性の高い行政サービスを提供します。



本計画の中で、最も重点的に取り組むべき分野が行政サービスにおけるデジタル化です。デジタル化の目的は、デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会を構築することです。

特にこれからは、手続のために役所に行かなくてもよくなるような仕組みづくりを推進します。また、役所に行く必要がある場合においても、手続が短時間で済むようにデジタル技術を駆使するとともに、身近な公共施設でも様々な手続ができるように工夫していきます。

デジタル化自体が目的とならないよう留意しながら、町民が抱える課題に応じる形で、町民目線に立ったDXを志向することとし、難しい技術を使うのではなく、町民が使いやすい技術を使うことを重視する必要があります。

1-1 マイナンバーカードの普及促進

1 主な事業

(1) マイナンバーカード普及促進事業

内 容	マイナンバーカードの利活用を促進するため、マイナンバーカードを使った町のオンライン申請のサービス拡充を図ります。
担当部署	総合政策課、町民環境課、税務課、ほけん福祉課、こども課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」



(2) ふるさと納税ワンストップ特例申請（※16）のデジタル化事業

内 容	ふるさと納税ワンストップ特例申請について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の活用を拡充することで、税務処理を効率化するとともに、納税者の利便性の向上を図ります。
担当部署	さつまPR課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

【用語解説】

（※16）ふるさと納税ワンストップ特例申請：確定申告を行わなくても、マイナンバーカードを利用し、インターネットから申請することで、ふるさと納税の寄付金控除が受けられる仕組みのこと。

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
マイナンバーカード普及促進事業	申請開始 R 5 年度 申請の広報・拡充 R 7 年度～						
ふるさと納税ワンストップ特例申請のデジタル化事業	サービス開始 R 5 年度～						

1-2 行政手続のオンライン化

1 主な事業

(1) 集団検診等WEB予約システム導入事業

内 容	集団検診等の予約をいつでも行えるよう、予約システムを運用し、利用者の利便性の向上を図ります。なお導入に当たっては、現行システムの拡充等の検討も行います。
担当部署	ほけん福祉課、こども課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」 基本施策「9 いつまでも健康で暮らせるまちづくり」 基本項目「(1) 健康づくりの推進」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
集団検診等WEB予約システム導入事業	関係課協議・現状把握 R 7～8 年度 導入協議 R 9 年度 運用開始 R 10 年度～						

1-3 広報のオンライン化

主な事業

(1) 町公式ホームページや、LINE、Instagram、You Tube等SNSの活用

内 容	広報紙での対応が難しい即時性、緊急性を補うとともに、若い世代にも町の情報を知ってもらうため、ホームページ及びSNSを利用し更なる情報の発信に努めます。
担当部署	総務課、さつまPR課
第2次総合振興計画	基本施策「1 町民と行政が協働するまちづくり」 基本項目「(3) 広報・広聴機能の充実」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
町公式HPや、LINE、Instagram、You Tube等SNSの活用							

1-4 公共施設等のオンライン予約管理システムの導入

1 主な事業

(1) 公共施設等予約システム導入事業

内 容	現在、電話や窓口で対応している公共施設等の予約を、いつでも利用可能なオンライン予約システムを導入することで、行政サービスの向上を図ります。
担当部署	財政課、社会教育課など公共施設等の所管課、総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」 基本施策「19 生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツ振興のまちづくり」 基本項目「(4) 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の推進」

(2) イベント等予約システム導入事業

内 容	職員がL GWAN (※17) 端末やインターネット端末のどちらからでも申請フォームが作成でき、各種イベント等の参加をオンライン申請できるサービスを導入し、町民の利便性の向上を図ります。
担当部署	総合政策課、さつまPR課、社会教育課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

【用語解説】

(※17) L GWAN：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
公共施設等予約システム導入							
イベント等予約システム導入							

1-5 窓口のデジタル化

1 主な事業

(1) リモート窓口導入事業

内 容	本庁と鶴田・薩摩両支所間で映像や音声などを共有するシステムを導入し、窓口対応における町民の利便性の向上を図ります。
担当部署	総合政策課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) 書かない窓口導入事業

内 容	各種証明書の発行等に来られた来庁者が、申請書や届出書等を書かなくても済むシステムを活用し、手続き数を拡充することで町民の利便性の向上を図ります。
担当部署	総合政策課、町民環境課、税務課、ほけん福祉課、こども課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(3) 行かない窓口導入事業

内 容	各種証明書等の発行や申請をする際、役所に来ずにオンラインで申請できるシステムを活用し、手続き数を拡充することで町民の利便性の向上を図ります。
担当部署	総合政策課、町民環境課、税務課、ほけん福祉課、こども課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(4) 多文化共生事業

内 容	自動翻訳システムを導入し、外国人に対する情報発信及び相談体制を充実させます。
担当部署	町民環境課、税務課、ほけん福祉課、こども課、総務課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「11 互いに支えあい参画できる多文化共生のまちづくり」 基本項目「(2) 多文化共生の推進」

(5) 手数料等自動精算機導入事業

内 容	窓口到手数料等を入金できる自動精算機を導入し、来庁者の利便性の向上を図ります。
担当部署	町民環境課、税務課、会計課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
リモート窓口導入事業	サービス開始・窓口拡充 R 5～8 年度 システム再考 R 9 年度 窓口拡充 R 10 年度～						
書かない窓口導入事業	サービス開始・窓口拡充 R 5～8 年度 システム再考 R 9 年度 窓口拡充 R 10 年度～						
行かない窓口導入事業	サービス開始・窓口拡充 R 5～8 年度 システム再考 R 9 年度 窓口拡充 R 10 年度～						
多文化共生事業	・窓口でのモバイル端末導入 ・ホームページの多言語翻訳機能の追加 使用ソフト再考 R 10 年度						
手数料等自動精算機事業		導入に向けた協議 R 7～8 年度					



1-6 AIチャットボットの導入

1 主な事業

(1) LINEシナリオ型チャットボット導入事業

内 容	町民等から問合せの多い情報について、時間や場所を問わずに会話形式で問合せができるようにすることで、行政サービスの向上を図ります。
担当部署	総務課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
LINEシナリオ型チャットボット導入事業							

1-7 行政窓口及び公共施設窓口のキャッシュレス決済導入

1 主な事業

(1) 窓口キャッシュレス推進事業

内 容	役所窓口の証明発行手数料等の支払にキャッシュレス決済を導入し、利便性の向上を図ります。
担当部署	総合政策課、会計課、町民環境課、税務課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) 公共施設キャッシュレス推進事業

内 容	公共施設の入館料や使用料等の支払にキャッシュレス決済の導入を拡充し、利便性の向上を図ります。
担当部署	総合政策課、会計課、公共施設等の所管課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(3) 町税等コンビニ納付推進事業

内 容	町税等のコンビニ納付を推進し、手続き数を拡充することにより、更なる利便性の向上を図ります。
担当部署	税務課、町民環境課、会計課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(4) 町税等キャッシュレス決済対応事業

内 容	町税等のキャッシュレス決済を推進し、手続き数を拡充することにより、更なる利便性の向上を図ります。
担当部署	税務課、町民環境課、会計課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
窓口キャッシュレス推進事業	導入に向けた検討・協議 R 6～8年度						
公共施設キャッシュレス推進事業		・体育関係4施設で導入済み ・導入拡大に向けた検討・協議(R 7～9年度)					
町税等コンビニ納付推進事業		サービス開始 H29年度～					
町税等キャッシュレス決済対応事業		サービス開始 R 2年度～					

1-8 その他、行政サービスにおけるデジタル化

1 主な事業

(1) 庁舎内デジタルサイネージ(※18)導入

内 容	役所本庁舎に導入したデジタルサイネージを活用し、町のPR動画等を放送することでPR活動の促進に繋がります。また、会議の場所を表示できるモニタを設置し、案内をスムーズに行うことで来庁者の利便性の向上を図ります。
担当部署	財政課、町民環境課、総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「1 町民と行政が協働するまちづくり」 基本項目「(3) 広報・広聴機能の充実」

【用語解説】

(※18) デジタルサイネージ：施設やオフィスなどに、ディスプレイやタブレットなどの電子表示媒体を設置して情報を発信するシステムの総称のこと。サイネージ(Signage)には、建物や公共の場にある看板や標識といった意味があり、デジタルサイネージは「電子看板」や「電子掲示板」とも呼ばれる。

(2) GPS等を活用した行方不明者等の搜索対策

内 容	認知症の方や障がいを持っている方等、行方不明の心配のある方向けに、GPS機器等の貸与などを行うことで、町民の安全安心な暮らしづくりを図ります。
担当部署	ほけん福祉課、総務課
第2次総合振興計画	基本施策「6 みんなが主役、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」 基本項目「(1) お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり」

(3) 電子図書室開設事業（町図書室版）

内 容	町内の図書室の書籍を一部電子化し、時間を気にせず、また来館することなく、自宅で気軽に図書の閲覧が可能となることで、町民の利便性の向上を図ります。
担当部署	社会教育課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」 基本施策「18 未来につなぐ生涯学習推進のまちづくり」 基本項目「(3) 生涯学習の推進」

(4) マルチ医療DXシステム（※19）推進事業

内 容	地域内の医療機関や薬局、介護施設、行政機関（消防）等と連携し、医療介護のネットワーク基盤を構築することで、より安心できる医療介護の提供を図ります。
担当部署	ほけん福祉課、消防本部
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

【用語解説】

（※19）マルチ医療DXシステム：医療、介護、調剤が連携する「地域医療情報連携ネットワーク」の構築や、中山間地域の医療課題解決に向けた、医療・患者情報連携システムや町民向けの健康アプリ、オンライン診療等を合わせて構築されたシステムのこと。

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
庁舎内デジタルサイネージ導入	窓口用サービス開始 R 5 年度～ 会議室案内用モニタ設置 R 9 年度～						
GPS等を活用した行方不明者等の搜索対策	協議・検討 R 6 ～ 8 年度						
年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度

電子図書室開設事業（町図書室版）	協議・検討 R 6～8年度
マルチ医療DXシステム推進事業	システム導入 利用医療機関の拡充・広報 R 6年度 R 7年度～



基本方針2 【地域DX】地域社会におけるデジタル化の推進

- ◆ 産業振興や生活の質の向上を図り、豊かで持続可能なまちづくりを目指します。
- ◆ 進化し続けるICT等の先端技術の活用により、あらゆる領域において横断的に、本町の地域課題の解決につなげます。



地域社会のデジタル化を推進するには、地域の多様な主体（町民や企業など）が協力しながらデジタル化を図ることが必要です。

今後、デジタル技術は、身近な地域の課題の解決や企業の生産性の向上といった地域活性化にも寄与していくことが期待されます。そのため、年代や地域に関係なく、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、デジタル技術に触れることができる環境づくりが重要です。

2-1 学校のデジタル化

1 主な事業

(1) 小中学校ICT化推進事業

内 容	小中学生に1人1台配備してある学習モバイル端末を、今後も日常的に活用することで、学力の向上を図ります。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第2次総合振興計画	基本施策「5 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」

(2) 小中学校学習支援AIドリル（※20）導入事業

内 容	導入したAIドリルを活用し、学力向上を図ります。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第2次総合振興計画	基本施策「5 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」

【用語解説】

（※20）AIドリル：教材にAIを導入し、児童生徒の理解度に応じて復習問題を反復、または自動選択で表示する等の機能を持たせたもののこと。

(3) 小中学校ＩＣＴ支援員配置事業

内 容	配置したＩＣＴ支援員が、授業サポート、操作支援、機器トラブル対応等を実施し、教職員の負担軽減を図ります。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第２次総合振興計画	基本施策「５ 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」

(4) 小中学校デジタル基盤整備事業

内 容	学校ＩＣＴ化に必要なインターネット環境、セキュリティソフト等で、安全で快適な学習環境を保ちます。
担当部署	教育総務課
第２次総合振興計画	基本施策「５ 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」

(5) 児童生徒デジタルスキル向上事業

内 容	小中学生向けのプログラミング教室を定期的に行い、デジタル人材を育成するとともに、一貫したプログラミング学習を行える環境を整えます。
担当部署	教育総務課、学校教育課、社会教育課、総合政策課
第２次総合振興計画	基本施策「５ 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」

(6) 学校等・保護者連絡デジタル化事業

内 容	学校と保護者の連絡について、無料アプリ等を活用しリアルタイムでの情報共有を図ります。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第２次総合振興計画	基本施策「５ 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」

(7) 統合型校務支援システム（※21）導入事業

内 容	名簿管理や出席簿、成績処理等の校務支援システムを更に活用し、教職員の負担軽減を図ります。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第２次総合振興計画	基本施策「５ 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」

【用語解説】
(※21) 統合型校務支援システム：学籍管理や成績管理、保健管理などの複数の機能を統合し、各機能を連携してデータを一元管理できるシステムのこと。

(8) デジタルキャリアパスポート (※22) 導入事業

内 容	児童生徒の学びや成長の記録の蓄積であるキャリアパスポートをデジタル化することにより学習環境を整えます。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第2次総合振興計画	基本施策「5 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」

【用語解説】
(※22) キャリアパスポート：児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫された書類（子どもの作品、自己評価の記録、教師による指導と評価の記録など）のこと。

(9) 電子図書室 (※23) 開設事業（学校版）

内 容	小中学校の図書室の書籍を一部電子化し、配付された学習モバイル端末で閲覧することで、学力の向上を図ります。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第2次総合振興計画	基本施策「5 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり」 基本項目「(2) 教育行政の推進」、「(3) 学校教育の充実」 基本施策「18 未来につなぐ生涯学習推進のまちづくり」 基本項目「(3) 生涯学習の推進」

【用語解説】
(※23) 電子図書室：電子化された蔵書・図書等の電子書籍を通常の図書室と同じように貸し出すサービスのこと。各種書籍や雑誌等のデータが格納されており、利用者はそれらをインターネット経由で利用できる。

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
小中学校 I C T 化推進事業	導入 R 2 年度	機器更新 R 7 年度				機器更新 R 11 年度	
小中学校学習支援 A I ドリル導入事業		・導入（R 2 年度） ・国県との動向等も注視しソフト更新					

小中学校 I C T 支援員配置事業	・ 配置開始（R 2 年度） ・ 経過を見ながら更新						
小中学校デジタル基盤整備事業	整備 R 2 年度	機器更新 R 7 年度				機器更新 R 11 年度	
児童生徒デジタルスキル向上事業		協議・検討 R 7 年度	教室開催 R 8 年度	教室開催 R 9 年度	教室開催 R 10 年度	教室開催 R 11 年度	教室開催 R 12 年度
学校等・保護者連絡デジタル化事業	・ 各学校で運用中 ・ 都度システムの見直し						
統合型校務支援システム導入事業	・ サービス開始（R 2 年度） ・ 都度システムの見直し						
デジタルキャリアパスポート導入事業		協議・検討 R 7～8 年度					
電子図書室開設事業（学校版）		協議・検討 R 7～8 年度					

2-2 I C Tを活用した安心して子育てできる環境整備

1 主な事業

(1) 乳幼児健診等WE B予約システム導入事業

内 容	乳幼児向けの健康相談や健康診査の予約を保健センターの開館時間以外でも行えるよう、予約システムを運用し、利用者の利便性の向上を図ります。なお導入に当たっては、現行システムの拡充等の検討も行います。
担当部署	こども課、総務課、総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」
	基本施策「3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり」 基本項目「(1) 子育て環境の充実」

(2) 一時預かり等ネット検索システム導入事業

内 容	一時預かり事業や病児保育事業について、施設の空き状況検索や仮予約を、インターネットを通じて行い、利便性向上を図ります。
担当部署	こども課、総務課、総合政策課
第2次総合 振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」
	基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」
	基本施策「3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり」
	基本項目「(1) 子育て環境の充実」

(3) 公立保育所等 I C T 導入事業

内 容	保育所の I C T 化を推進し、保育士業務の電子化と、保護者との連絡ツールを整備し、利便性の向上を図ります。
担当部署	こども課
第2次総合 振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」
	基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」
	基本施策「3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり」
	基本項目「(1) 子育て環境の充実」

(4) 母子健康手帳アプリ導入事業

内 容	町内で安心して子育てが行えるよう、子育て家庭に適切な情報が届くようにし、妊娠期から子育て期までの情報配信の一元化を行うとともに、必要な情報をタイムリーに提供するための母子健康手帳アプリ等の導入を検討します。
担当部署	こども課
第2次総合 振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」
	基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」
	基本施策「3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり」
	基本項目「(1) 子育て環境の充実」

(5) 登下校見守りアプリ整備事業

内 容	I C タグや G P S 機能付きのキーホルダーなどを配付し、登下校の時刻を記録、保護者へメールが送付されることにより、登下校時の児童・生徒の安全を見守ります。
担当部署	教育総務課、学校教育課
第2次総合 振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」
	基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」
	基本施策「3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり」
	基本項目「(1) 子育て環境の充実」

(6) こども見守りカメラ購入補助事業

内 容	未就学児がいる家庭を対象に「見守りカメラ」を購入する際の購入費用の一部補助を検討します。
担当部署	こども課
第2次総合振興計画	基本施策「3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり」 基本項目「(1) 子育て環境の充実」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
乳幼児健診等WEB予約システム導入事業		導入に向けた現行システムの拡充等の協議 R 7～8年度					
一時預かり等ネット検索システム導入		導入に向けた現行システムの拡充等の協議 R 7～8年度					
公立保育所等ICT導入事業	実装 R 6年度	システム再考 R 9年度					
母子健康手帳アプリ導入事業		協議・検討 R 7～8年度					
登下校見守りアプリ整備事業		協議・検討 R 7～8年度					
こども見守りカメラ購入補助事業		協議・検討・予算措置 R 7～8年度					

2-3 デジタル・デバйд対策

1 主な事業

(1) デジタル活用支援推進事業

内 容	高齢者などを対象としたスマートフォンの使い方講座やeスポーツ(※24)体験を実施し、デジタル・デバйдの解消を図ります。
担当部署	総合政策課、ほけん福祉課、社会教育課
第2次総合振興計画	基本施策「7 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり」 基本項目「(1) 生きがいを持ち、地域に根差した健やかなまちづくりの推進」

【用語解説】

(※24) eスポーツ：「Electronic Sports」の略。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピュータゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称を指す。

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
デジタル活用支援 推進事業							

2-4 議会のデジタル化

1 主な事業

(1) 議会用タブレット導入事業

内 容	導入したタブレット端末及び電子会議システムを活用して、議会関係資料の電子データでの閲覧を推進します。
担当部署	議会事務局
第2次総合 振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) 議会映像配信システム導入事業

内 容	議会の本会議をライブ中継することにより、より開かれた議会を実現します。
担当部署	議会事務局
第2次総合 振興計画	基本施策「1 町民と行政が協働するまちづくり」 基本項目「(3) 広報・広聴機能の充実」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
議会用タブレット 導入事業							
議会映像配信シス テム導入事業							

2-5 移住・定住のデジタル化

1 主な事業

(1) ワークेशन (※25) 推進事業

内 容	ワークेशन用のプロモーションビデオを作成し、SNS等を活用・公開することで、関係人口の拡大を図ります。
担当部署	さつまPR課
第2次総合振興計画	基本施策「17 魅力的な観光資源を活用したおもてなしのまちづくり」 基本項目「(1) 地域特性を生かした観光振興」、「(2) 広域連携・広域観光の推進」

【用語解説】

(※25) ワークेशन：「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を合わせた造語。テレワーク等を活用し、温泉地や観光地など、普段の職場や自宅とは異なる場所で、余暇を楽しみながら仕事をする。

(2) 移住希望者オンライン窓口サービス事業

内 容	町公式SNSを活用し、移住希望者の疑問・相談に地元町民等が答えるオンライン窓口を開設し、利用者の利便性の向上を図ります。
担当部署	さつまPR課
第2次総合振興計画	基本施策「22 居住環境が整備されたまちづくり」 基本項目「(2) 移住・定住対策の充実」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
ワークेशन推進事業		導入に向けた検討 R 7～8年度					
移住希望者オンライン窓口サービス導入事業		SNS等での個別アカウント作成検討（R 7年度） 個別対応 個別アカウント運用（R 8年度）					



2-6 農業のデジタル化

1 主な事業

(1) スマート農業促進事業

内 容	国や県事業の活用も検討し、スマート農業のセミナー等の開催及び普及のための補助を行い、スマート農業の促進を図ります。
担当部署	農林課
第2次総合振興計画	基本施策「15 新たな時代を切り拓く、活力ある農林水産業のまちづくり」 基本項目「(1) 農林業を支える多様な担い手の育成・確保」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
スマート農業促進事業	 ・情報収集、補助事業の活用 ・利用者（新規利用検討者）の相談受付						

2-7 その他、地域社会におけるデジタル化

1 主な事業

(1) メディアリテラシー（※26）向上事業

内 容	研修会や勉強会、出前講座を開くことにより、インターネット上の間違ったニュースを見抜く力を養います。
担当部署	総合政策課、社会教育課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」 基本施策「18 未来につなぐ生涯学習推進のまちづくり」 基本項目「(3) 生涯学習の推進」

【用語解説】

（※26）メディアリテラシー：インターネットやテレビ、新聞などのメディアが伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見極める能力のこと。「リテラシー（literacy）」とは「読み書きの能力」を表す言葉で、現在は「特定の分野についての知識や能力」という意味で使われるのが一般的である。

(2) 地域コミュニティDX事業

内 容	地区公民館等のWi-Fi環境を整備するとともに、利用者へ生涯学習コンテンツを提供することで、行政サービスの向上を図ります。
担当部署	総合政策課、社会教育課
第2次総合振興計画	基本施策「1 町民と行政が協働するまちづくり」 基本項目「(2) 地域コミュニティ活動の維持・活性化」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
メディアリテラシー向上事業		研修計画 R 7年度 研修会の開催 R 8年度～					
地域コミュニティDX事業		導入協議（R 7年度） 実装（R 8年度）					



基本方針3 【庁舎内DX】職員の業務改善のためのデジタル化の推進

◆ デジタル技術の活用により行政事務の効率化などを進めます。

◆ 多様化・複雑化する市民ニーズにも対応した行政サービスを目指します。



少子高齢化が進展する中、限られた資源で多様化するニーズに対応していくためには、自治体経営におけるデジタル化が必要不可欠です。

行政手続を簡素化することで、市民が行政手続を特別なもの、難しいものとして意識することのない「行政手続を意識しない社会の構築」は、デジタル化により目指すべき姿の一つです。

デジタルのできる業務はデジタルに任せ、人にしかできない仕事に職員が注力できる環境を構築することで、行政サービスの質的向上を図っていきます。

自治体経営のデジタル化を進める上では、真に必要な業務をデジタル化することが重要であり、BPRとセットで考えるべきであることから、行政改革の視点を重視し、効果的・効率的な行政運営を進めていきます。

3-1 自治体情報システムの標準化

1 主な事業

(1) 基幹業務システムの標準化対応

内 容	基幹業務システムの国標準仕様への対応のため、新システムへ移行するとともに、令和8年度予定の標準システム本格稼働へ向けて取り組みます。
担当部署	総合政策課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) 基幹系システム標準化に係る各種システムの標準化対応

内 容	基幹系システムの国標準化への対応により、各種業務で使用している業務支援システムの改修や見直し等に取り組みます。
担当部署	総合政策課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
基幹業務システムの標準化対応	システム仕様確認等 R 5～7 年度		本稼働 R 8 年度～				
基幹系システム標準化に係る各種システムの対応	システム仕様確認等 R 5～7 年度		本稼働 R 8 年度～				

3-2 三層分離の見直し

1 主な事業

(1) 三層分離の見直し

内 容	令和11年度（2029年度）に予定されている第5次L GWAN環境の終了に伴い、国、県の動向を注視しながら三層分離の見直しに向けた検討や情報収集を行います。
担当部署	総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
三層分離の見直し	・第4次L GWAN（～R 7 年度） ・第5次L GWAN移行（R 7 年度） ・情報収集や内容の検討、予算把握等						

3-3 B P Rの取組推進

1 主な事業

(1) 申請書類等の押印見直し

内 容	手続のオンライン化の推進に伴い、書面での提出が必要な手続や押印が必要な手続、来庁しないとできない手続等を見直すとともに、押印廃止の対象外となっている手続についても、その妥当性を検証し、行政サービスの向上を図ります。
担当部署	総務課、総合政策課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
申請書類等の押印 見直し							

3-4 RPA・AI-OCRの利用促進

1 主な事業

(1) RPA・AI-OCR導入事業

内 容	パソコン上で行う業務のうち、同様の行程が多い業務の自動化の更なる促進を図ります。更に、手書きや印刷された文字をAIが分析し読み取る技術を活用するなど、事務作業の省力化を図ります。
担当部署	総合政策課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
RPA・AI-OCR導入事業							

3-5 テレワークの推進

1 主な事業

(1) テレワーク推進事業

内 容	J-LIS（地方公共団体情報システム機構）及びIPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が共同で運用する、LGWANを活用した自治体テレワークシステムを積極的に活用し、テレワークの推進を図ります。
担当部署	総務課、総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
テレワーク推進事業							

3-6 セキュリティ対策の徹底

1 主な事業

(1) 情報セキュリティに関する周知徹底

内 容	情報セキュリティを維持・徹底するため、職員に対し、情報セキュリティに関する情報を定期的に周知します。また、研修会を実施し、職員の更なる意識向上を図ります。
担当部署	総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、 「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) セキュリティポリシー (※27) の見直し

内 容	国・県の動向を注視し、セキュリティポリシーの更新を定期的に行います。
担当部署	総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、 「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

【用語解説】

(※27) セキュリティポリシー：企業や組織におけるセキュリティ対策のこと。具体的には、組織内のセキュリティを向上させるために、ルールや規定を設けることを指す。

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
情報セキュリティに関する周知徹底							
セキュリティポリシーの見直し							

3-7 ペーパーレス化及び電子文書管理・電子決裁の推進

1 主な事業

(1) 電子決裁システム運用・導入事業

内 容	紙代、印刷代、保管スペースなどのコスト削減及び文書検索性の向上のためにペーパーレス化を更に推進し、電子決裁システムを導入することで、業務の効率化を図ります。
担当部署	総務課、財政課、会計課、監査委員事務局、総合政策課、教育総務課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
電子決裁システム運用・導入事業	研修・協議 R 5 年度	システム選定 R 7 年度	運用開始 R 8 年度				システム再考 R 12 年度

3-8 WEB会議の活用推進

1 主な事業

(1) 各会議のデジタル化推進事業

内 容	WEB会議（オンライン会議）の活用を拡充し、車両での移動を省くことで更なる事務の効率化や燃料費等の削減を図ります。
担当部署	総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) WEB会議用ブース設置事業

内 容	個人でWEB会議を行う機会が増加し、会議室が不足してきたため、既存の会議室をパーティション等で区切ることで、個室（半個室）タイプのWEB会議室として活用し事務の効率化を図ります。
担当部署	財政課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
各会議のデジタル化推進事業	システム導入 庁舎内会議での運用検討 R 3年度 庁舎内会議での運用 R 7～8年度 庁舎内会議での運用 R 9年度～						
WEB会議用ブース設置事業		整備に向けた協議 R 7～8年度					

3-9 ローコード・ノーコードツールの活用

1 主な事業

(1) ローコード・ノーコードツールの導入検討

内 容	ローコードツール、ノーコードツールを導入、活用することにより、業務の効率化を図れるものがないかを検討・検証します。
担当部署	総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、 「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
ローコード・ノーコードツールの導入検討		導入の検討・検証 R 7～8年度					

3-10 契約事務のデジタル化

1 主な事業

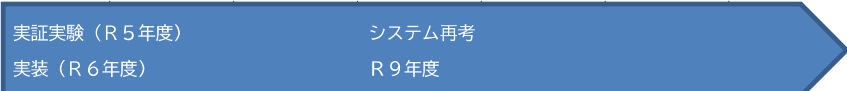
(1) 電子契約システム導入事業

内 容	電子契約システム及び電子契約保証で契約事務を電子化することで、町及び事業者側の更なるペーパーレス化を推進し、締結までの時間短縮や事務及び経費負担の軽減を図ります。
担当部署	財政課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) 電子納品推進事業

内 容	公共事業の実施に伴い作成が必要となる関係書類を電子化することで、情報の管理、業務の効率化を図ります。
担当部署	財政課、建設課、農林課、水道課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
電子契約システム導入事業							
電子納品推進事業							

3-11 デジタル人材の育成

1 主な事業

(1) 庁舎内デジタル推進員の育成

内 容	全庁的・横断的にデジタル化を推進するため、庁舎内にデジタル化の中心的役割を担う推進員を配置します。推進員はDX推進担当課と協力し、各課の職員に対してデジタル化に関する知識の普及や技術の啓発及びデジタル技術を活用した業務改善などを提言します。
担当部署	総合政策課、総務課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」

(2) 職員研修の実施

内 容	行政サービスのデジタル化に当たって、役割に応じて求められる知識や能力を体系的に身につけることを目的とした行政職員向け研修を実施します。
担当部署	総合政策課、総務課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
庁舎内デジタル推進員の育成	組織立上げ R 4年度	研修等 R 7年度	再編・研修等 R 8年度	研修等 R 9年度	再編・研修等 R 10年度	研修等 R 11年度	再編・研修等 R 12年度
職員研修の実施		管理職研修会 R 7年度	管理職以外研修 R 8年度	管理職研修会 R 9年度	管理職以外研修 R 10年度	管理職研修会 R 11年度	管理職以外研修 R 12年度

3-12 公用車管理のデジタル化

1 主な事業

(1) 公用車管理システムの導入

内 容	公用車の走行距離、車検期限、修繕状況等を一括管理できるシステムを導入し、職員の事務軽減やペーパーレス化を図ります。
担当部署	財政課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(2) 公用車の活用促進と適正管理

内 容	公用車管理システムの導入により稼働日数や経費を管理することで、庁舎全体で公用車の共有、一元化を図り、公用車の適正な管理に努めます。
担当部署	財政課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6以前	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
公用車管理システムの導入		導入に向けた協議 R 7～8年度		システム選定 R 9年度	システム稼働 R 10年度		
公用車の活用促進と適正管理		システムの導入に合わせ協議 R 7年度～					

3-13 その他、自治体経営におけるデジタル化

1 主な事業

(1) GIS (※28) の活用推進

内 容	工事施工箇所や文化財測量等の現地調査において、高精度の3次元測量を行うことで、現場の状況をデータで記録保存し、業務の効率化を図ります。また、災害現場においては、早急な災害復旧が可能となることで、営農再開や交通制限解除などの社会経済活動の早期復旧を図ります。
担当部署	税務課、建設課、農林課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

【用語解説】

(※28) GIS:「Geographic Information System」(地理情報システム)の略。地理的位置を手掛かりに、位置に関する様々な情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムのこと。

(2) 各種現地確認におけるドローン活用

内 容	目視で行っている水田転作作物等の各種現地確認作業を、ドローンを活用することにより事務作業の効率化を図ります。
担当部署	農林課、建設課、総務課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(3) 電子住宅地図導入事業

内 容	これまで冊子やDVDを利用して確認していた住宅地図を、L GW AN端末で確認できるようにすることにより、事務作業の効率化を図ります。
担当部署	総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」



(4) 条例・規則等の点検見直し

内 容	政府は、デジタル改革、規制改革、行政改革といった改革を推進し、デジタル化を阻害する規制や制度の見直し（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン）を進めています。そのため、町も国の取組と協調し、条例・規則等の点検・見直しを進め、人手不足の解消や生産性の向上を図ります。
担当部署	総務課、総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」

(5) ビジネス動画作成支援ツール導入事業

内 容	出前講座等、簡単な町民向け説明会や職員向けの庁内説明会の動画を作成し公開することで移動コストの削減を図ります。
担当部署	社会教育課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」 基本施策「18 未来につなぐ生涯学習推進のまちづくり」 基本項目「(3) 生涯学習の推進」

(6) タブレット端末活用事業

内 容	外回りをはじめとする各業務や打合せ等でタブレット端末を活用し、ペーパーレス化や事務の効率化及び経費の削減を図ります。
担当部署	総合政策課 ほか
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(7) ビジネスチャット (※29) 導入事業

内 容	インターネットとL G W A N間をセキュア (※30) にやり取りできるビジネスチャットの導入を検討し、職員間の円滑なコミュニケーションや打合せの実現を図ります。
担当部署	総合政策課、総務課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

【用語解説】

(※29) ビジネスチャット：WEB上でリアルタイムにやりとりができる「チャット機能」が備わるビジネス向けのコミュニケーションツールのこと。

(※30) セキュア：「安全な」、「安心な」、「危険のない」という意味の英語で、IT分野においては、ウイルス対策や暗号化機能などを導入し、セキュリティが確保された状態のことを指す。

(8) 文字起こしシステム導入事業

内 容	各種会議や会議の録音データを自動で文字起こしを行うシステムを導入することで、出力されたデータに多少手直しをすることで議事録が作成でき、事務負担の軽減を図ります。
担当部署	総合政策課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

(9) 工事施工現場等のオンライン及びデータ確認

内 容	工事施工現場等の情報をリモートで共有することにより、移動時間の削減を図ります。
担当部署	建設課、農林課、水道課
第2次総合振興計画	基本施策「2 戦略的な経営を意識したまちづくり」 基本項目「(2) 組織の活性化と職員資質の向上」、「(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上」

2 成果、スケジュール

年度	R 6 以前	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
G I S の活用推進		・GIS 導入 (H26 年度) 活用の拡充検討・現状把握 ・点群ソフト導入 (R 3 年度) R 8 ~ 9 年度					
各種現地確認におけるドローン活用		ドローン購入 活用の拡充検討・現状把握 (R 7 ~ 9 年度) R 3 年度 操作研修 (R 8 年度)					
電子住宅地図導入事業		導入の検討・予算把握 実装 R 7 年度 R 9 年度					
条例・規則等の点検見直し		・都度実施					
ビジネス動画作成支援ツール導入事業		導入の検討 動画撮影・アーカイブ化 R 7 ~ 8 年度 R 9 年度 ~					
タブレット端末活用事業		導入の検討 タブレット配布 R 7 年度 R 9 年度					
ビジネスチャット導入事業	導入の検討 R 6 年度	実証実験 R 7 年度					

文字起こしシステム導入事業	・実証実験（R 5年度） ・実装（R 6年度） システム再考 R 8年度 システム再考 R11 年度
工事施工現場等のオンライン及びデータ確認	運用 R 3年度 運用基準検討 R 7～8年度

